

横浜市ふれあい収集実施要綱

制 定 平成 27 年 11 月 27 日（資源循環局長決裁）

最近改正 令和 7 年 4 月 1 日（資源循環局長決裁）

（目的）

第 1 条 本要綱は、一般廃棄物処理実施計画に定める「ふれあい収集」の円滑な実施のため、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第 2 条 ふれあい収集の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）粗大ごみを除く家庭ごみ（以下「ごみ」という。）を自ら集積場所に持ち出すことができない独居の者であり、かつ、親族や近隣住民の協力を得ることが困難で、以下のいずれかに該当する者。

ただし、同居の場合であっても、本人及び同居人がごみを自ら集積場所に持ち出すことができない者であり、かつ、親族や近隣住民の協力を得ることが困難で、以下のいずれかに該当する者である場合は、対象者とする。

ア 身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている者

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 介護保険の要介護又は要支援認定を受けている者

オ 65 歳以上の者

カ ア ～ オ に準じた事由により、居住区の資源循環局事務所長（以下「事務所長」という。）が認めた者

- （2）横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例第 6 条第 3 項の規定による一般廃棄物の排出の支援が終了した者。

(実施方法)

第3条 ふれあい収集は、第6条の規定によりふれあい収集実施の決定を受けた者（以下「利用者」という。）と事務所長との取り決めにより、次のとおり実施する。

- (1) 収集回数は、週1回を原則とする。
- (2) 収集日は、原則として水曜日又は木曜日とする。
- (3) 収集する場所は、利用者宅の玄関先や門扉先とする。
- (4) 利用者は、一般廃棄物処理実施計画に定める区分に従い、分別するものとする。

(安否確認等)

第4条 資源循環局事務所（以下「事務所」という。）は、収集時にごみが出されていない場合には、希望に応じて、声かけや電話、緊急連絡先への連絡により安否確認を行う。

- 2 事務所は、横浜市防災計画に基づき、災害時、全ての利用者に対して電話等により安否情報の収集を行い、区本部等への提供を行う。

(申込み)

第5条 ふれあい収集を希望する者（以下「希望者」という。）は、「ふれあい収集申込書（第1号様式）」により、事務所長に申し込むものとする。

- 2 申込みは、希望者又はその親族が行うものとする。ただし、希望者又はその親族の同意が得られた場合は、希望者又はその親族以外の者が申し込むことができる。
- 3 申込み内容に変更が生じた場合、希望者若しくは親族又は前項に定める同意を得た者（以下「申込者」という。）は、すみやかに居住区の事務所に変更内容を連絡するものとする。

(調査及び決定)

第6条 事務所長は、前条に定める申込みがあった場合、第2条の規定に該当しているか確認をするため、希望者宅を訪問し面談するなど、事前調査を行ったうえで、ふれあい収集実施の可否を決定し、「ふれあい収集実施可否決定通知書（第2号様式）」により、申込者に通知する。なお、希望者以外が申込みを行った場合は、申込者は事前調査に立ち会うものとする。

(利用者台帳)

第7条 事務所長は、利用者を別に定める「ふれあい収集利用者台帳」に登録し、管理する。
また、年1回、利用者又は申込者（以下「利用者等」という。）などに登録内容の確認を行い、変更があった場合は修正する。

(報告)

第8条 事務所長は、業務課からの依頼により、ふれあい収集実施件数等を取りまとめ、業務課に報告する。また、業務課は、集計を行う。

(一時停止及び再開)

第9条 利用者等は、長期間ごみ出しを行わない場合、事務所に連絡をするものとする。また、事務所長は、次のいずれかに該当する場合は、ふれあい収集を一時停止するものとする。なお、利用者等から再開を希望する連絡があった場合はすみやかに再開する。

- (1) 利用者等から一時停止を希望する連絡があった場合
- (2) 概ね1か月以上ごみが出されておらず、利用者等に連絡がとれない場合

(取消)

第10条 利用者等は、収集が不要となった場合、事務所に連絡するものとする。また、事務所長は、次のいずれかに該当する場合は、「ふれあい収集利用者台帳」から登録を取消すものとする。

- (1) 利用者等から収集が不要となった旨の連絡があった場合
- (2) 利用者が第2条の要件を満たさなくなったことを確認できた場合
- (3) 虚偽の申し込みなどにより、第6条に定める決定を受けていたことが判明した場合
- (4) 一時停止した日から5か月が経過した場合
- (5) 第2条第2号に該当する者で、ふれあい収集開始から3年が経過し、継続すべき特段の理由がない場合

(個人情報)

第11条 横浜市は、ふれあい収集の実施に際し収集した個人情報については、ふれあい収集の実施に関する範囲で使用し、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理しなければならない。

- 2 横浜市職員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(賠償)

第12条 ふれあい収集の実施に際して事故があった場合、従事した職員に故意又は重大な過失がある場合を除き、横浜市は責任を負わないものとする。

- 2 利用者の救命や救助を行うために、やむを得ず家屋や家財等を破損させた場合においては、横浜市は責任を負わないものとする。

(その他)

第 13 条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前からふれあい収集を利用している者については、第 6 条の規定によりふれあい収集の対象者と決定した者とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

ふれあい収集申込書

資源循環局

事務所長

申込者 住所

氏名

電話

希望者との関係

所属する団体等

横浜市ふれあい収集実施要綱第 2 条の対象者要件に以下のとおり該当しているため、第 5 条の規定により申込みます。

希望者	住所		生年 月 日	
	ふりがな 氏 名		電話 番 号	
☐	事務所が緊急時等に緊急連絡先や区役所に連絡（情報提供）を行うこと及び災害時の安否情報について区役所等へ提供することについて同意します。また、排出曜日や排出回数等は、事務所と協議のうえ取り決めたものに従います。			

希望者の 対象者 要件 (該当する ものに チェック)	☐	ひとり暮らしである		
	☐	ごみを自ら集積場所に持ち出すことができず、親族や近隣住民の協力を得ることも困難である		
	☐	1. 身体障害者手帳	番 号	
	☐	2. 愛の手帳		
	☐	3. 精神障害者保健福祉手帳		
	☐	4. 介護保険認定 要介護		
	☐	5. 介護保険認定 要支援		
	☐	6. 65 歳以上		
	☐	7. その他	理由：	
☐	8. 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例第 6 条第 3 項の規定による一般廃棄物の排出の支援が終了し、近隣への影響が解消された建築物等に居住する者			

※ 同居の場合であっても、希望者及び同居人が対象者要件に該当する場合のみ、ふれあい収集の対象者となります（希望者が対象者要件「8」に該当する場合を除く）。

裏面あり

同居人	ふりがな 氏 名		生年月日	
同居人の 対象者 要件 (該当する ものに チェック)	☐	ごみを自ら集積場所に持ち出すことができず、親族や近隣住民の協力を得ることも困難である		
	☐	1. 身体障害者手帳	番 号	
	☐	2. 愛の手帳		
	☐	3. 精神障害者保健福祉手帳		
	☐	4. 介護保険認定 要介護		
	☐	5. 介護保険認定 要支援		
	☐	6. 65 歳以上		
☐	7. その他	理由：		

※ 同居の場合のみ、同居人の対象者要件を記入してください（希望者が対象者要件「8」に該当する場合を除く）。

ごみ出しがない場合の安否確認について （希望者が対象者要件「8」に該当する場合を除く）						
☐ インターホン等による声かけ			☐ 電話連絡による確認		☐ 不要	
緊急 連絡先 ※	氏名		氏名		氏名	
	電話番号		電話番号		電話番号	
	関係		関係		関係	

※ 安否確認ができない場合などに、連絡しますので必ず記載してください。

ボランティアによるごみ出し支援の可否について （希望者が対象者要件「8」に該当する場合を除く） （可の方には、ボランティアをご紹介するとともに、ボランティアに対して氏名・住所など収集に必要な情報を提供する場合があります。）	☐ 可	☐ 不可
---	----------------------------	-----------------------------

事務処理欄（希望者が対象者要件「8」に該当する場合のみ使用）

支援担当課または団体等	
電話番号	
「ふれあい収集可否決定通知書」 送付先	

（申込者）

様

資源循環局 ○○ 事務所長 ○○ ○○

ふれあい収集実施可否決定通知書

年 月 日にお申し込みいただきましたふれあい収集につきましては、次のとおり決定しましたので、ふれあい収集実施要綱第6条の規定によりお知らせします。

希望者	氏名			
	住所			
実施可否 決定	ふれあい収集事業を 実施する・実施しない			
	理由（実施しない場合）			
収集開始予定日	年 月 日（ ）			
実施内容	収集品目	収集曜日	排出場所	
	燃やすごみ	曜日		
	缶・びん・ペットボトル	曜日		
	プラスチック資源	曜日		
	古紙・古布	曜日		
安否確認				
特記事項				

- ※収集日当日の朝 8 時までに排出場所にお出してください。
- ※収集曜日は、変更となる場合があります。
- ※連絡先及び緊急連絡先等が変更となった場合や長期間留守にする場合（入院、外泊等）は、必ず当事務所までご連絡ください。
- ※ふれあい収集の実施がなくなった場合は、当事務所までご連絡ください。
1 か月以上ごみ出しがなく、連絡もつかない場合は、ふれあい収集を一時停止します。
また、その後5 か月にわたって一時停止状態が続いた場合は、再度お申込みが必要となります。
- ※ふれあい収集の実施に際して事故があった場合、従事した職員に故意又は重大な過失がある場合を除き、横浜市は責任を負いません。また、利用者の救命や救助を行うために、やむを得ず家屋や家財等を破損させた場合においても責任を負いません。
- ※横浜市の他区へ転出される場合は、当事務所までご連絡いただくとともに、転入される区の事務所に改めてお申し込みください。
- ※連絡先 ○○事務所 0 4 5 - ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○